## 第7回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成25年5月14日(火) 15時00分~17時00分
- 2 場 所 都道府県会館 知事会会議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、 関口委員、辻委員、中里委員、林委員、吉村委員、石井委員
- 4 議事次第
  - 1 開会
  - 2 議事

「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング

3 閉会

## 5 議事の経過

○ 東京都税制調査会会長・横山彰中央大学総合政策学部教授、神奈川県自 治行財政権の法制的確立に関する研究会座長・兼子仁東京都立大学名誉教 授、全国知事会地方税財政制度研究会座長・植田和弘京都大学大学院経済 学研究科教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑が あった。

## (以下、質疑及び自由討議)

(横山彰教授より資料に基づく意見の発表あり)

○ 地方財政審議会の平成19年11月の意見を引用されているが、その中でも偏在是正は必要であり、国の消費税の一部を地方消費税にする一方、地方法人二税の一部を国税化するなどの税源交換を基本に設計すべきではないか、といったことが述べられている。税源交換も含めて全部駄目とおっしゃっているようだが、先生のお考えとは違うのではないか。

1人当たりの税収を見ると、平成17年度当時は最大と最小の都道府県の格差が3.16倍であったのに対し、現在は地方法人特別税を撤廃し、復元したときには2.65倍でとなるが、地方消費税の引上げがあればさほどの格差ではない、という苦心のご提案をされている。しかし、粗い試算では地方消費税の引上げにより東京都は1200億円の財源超過が増える。国民は社会保障のために消費税率の引上げを受け入れたのに、財源超過がかなり出

る団体が出るようなやり方では困るので、引上げ分の全部を国の消費税にして、一部を地方交付税として配る方がすっきりするとの議論もある。しかし、一方では地方が自前の税金で自立できるようにしたいとの思いから、知事会では偏在性の小さい税体系をつくるために税源交換を提言してきた。

多くの自治体の賛同を得て、偏在是正をやっていこうという道をとらない と東京都にとってもプラスにならないのではないか。(石井委員)

〇 今日、地方財政審議会の税源交換の話に触れなかったのは、暫定措置(地方法人特別税)が入った当時は、税源交換の明確な姿が石原知事の頭の中にはなかっただろうと思うからである。

ご指摘のように、東京都は地方消費税の引上げで1200億円の黒字である一方、交付団体は臨財債が減少するだけでプラスマイナスゼロと知事会では試算されているが、これはあくまでワンショットの話ではないか。

東京都は、将来の65歳以上の人口の絶対数(潜在需要)が大きく、さらに地方に比べてコミュニティカ、社会関係資本が弱い。将来を見据え、今は 黒字であったとしても今後の財政の準備を考えなければならないことを理解してほしい。(横山教授)

○ 地方財源が圧倒的に不足しており、地方団体でいかに分かち合うかという 議論をせざるを得ないが、東京都への税源の偏在はあるのではないか。1人 当たりの財源は財政調整で十分均等化されているとのことだが、これは財政 的な余裕度を表していないのではないか。

暫定措置を撤廃・復元しても偏在は拡大しないとあるが、消費税の引上げが交付団体は、一部需要が伸びる部分を除いて交付税と相殺されるが、東京都は不交付団体で税収がそのまま増えることを考えると、偏在が大きくなると言わざるを得ないのではないか。(小西委員)

○ 最後のご指摘は、交付税制度を加味して偏在を議論している。そうであれば、すべてにおいてそのスタンスで議論してほしい。首尾一貫して全ての歳出、歳入の全体で損得勘定、利害得失を議論した方が、東京都の納税者も納得するのではないか。あるときは個別税目で、あるときは交付税を含めて、といった観点では何の偏在かを都の納税者に説明できない。

1人当たり一般財源については、これで偏在がないということではなく、 見方によって、東京都は全国平均レベルという事実もあるのではないかとい うことである。(横山教授)

○ 偏在是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税 としての性格を明確にするとあるが、今税収が上がっている地域と、その地 域に立地している企業が受けている行政サービスとの間にギャップがある 可能性があり、必ずしも十分でないとすると、外形標準課税を補完するため に調整をすることは考え得る。この点から、法人事業税についてある種の財 政調整、清算をすることも認めがたいのか。(中里委員)

○ 分割基準や清算の観点で調整が必要というのは、今までの議論とは違う税 の論理の話。そういうことであれば、東京都の納税者も説得できる論理を、 財政調整でない観点で入れていただくことが重要なのではないか。(横山教 授)

## (兼子仁名誉教授より資料に基づく意見の発表あり)

- 地方共同税について、どの程度の範囲の広域性が望ましいのか。また目的 税について広域的に行うのは理解できるが、普通税についても同様に考える のか。自治への参加意識も重要と考えるが、応益課税といっても、広域で課 税された場合に、そのリターンについてどう理解したらいいか、難しいこと になるのではないか。(小山委員)
- 資料にはないが、一国多制度を考えている。地方共同税の税目は、全国一 律ではない。現行法では特区制度を使うことが良いと思う。地方税法制の一 国多制度化への切り替えにつながっている話。(兼子名誉教授)
- 地方共同税に至るまでのプロセスについて、地方が国会の立法プロセスに 関与する試みをとにかく進めていくべきと考えるか、憲法上・法律上の論点 を整理した上で地方の関与を整理して先に進むべきとお考えか。

広域応益税という考え方について、既に地方が持っている税について、その一部を共同で分け合うものと、自治体間で合意した上での新設、上乗せ型のものという2つがイメージできると思うが、行政法、憲法、財政法の議論からはその評価は変わり得るのか。(吉村委員)

○ 広域応益的な共同課税をする地方共同税は、一国多制度で日本列島一斉の 地方税制ではない形で成り立つものではないか。

地方共同税制を組み込む地方税制へのステップについて、地方交付税という垂直財調が幅をきかせているうちは、本格的な地方共同税の必要性は意識されないと考える。しかし、全国自治体の地方税収の総額が総財政需要に見合う地方税制がつくり上げられれば、地方交付税は必要なくなるはずで、その先を考えた場合に、一国多制度の地方共同税になると考えている。地方自治法上は、広域連合制度を活用すれば、その受け皿は整っている。(兼子名誉教授)

- 全国知事会では、地方消費税の一部を住民のライフステージに応じて全自 治体が提供すべきサービスの財源を確保するために課す税と位置づけて、地 方で育った人が東京で生産に従事し税収を上げるといった人の流動がある ことから全都道府県共通の共同税はあり得る、という議論をしているのだが、 共同税はある一定のまとまりのある区域では可能であっても、全国一律はな かなか難しいとお考えか、関係者が納得すれば全都道府県の共同税も十分あ り得るとお考えか。(石井委員)
- 〇 地方消費税は全国的地方共同税の税目例かとも思うが、地方共同税は全国 一斉にはならないと考える。府県広域連合が成り立つ地域で府県共同税が成 り立つか。(兼子名誉教授)
- 何らかの一体感あって広域連合が成り立つところであれば、その区域についてある税目を地方共同税とするのはあり得るか。(石井委員)
- そう考えるが、そのような一国多制度的な地方税目編成を国が認めるかは、 協議組織の最大限の働きにかかっているのではないか。(兼子名誉教授)
- 垂直的調整と水平的調整の話があったが、お考えの調整の全体像と、その中での水平的な調整の位置づけを説明いただきたい。(関口委員)
- 憲法上の地方自治権の一環としての広域応益課税自治権といったものを 考えると、国が乗り出す垂直財調は廃止すべきであり、対等な自治体間の水 平財調だけで地方税の公平課税を行うべき。(兼子名誉教授)

(植田和弘教授より資料に基づく意見の発表あり)

- 地方共同税について、財源の配分方法や結果としての効果という意味では スーパー地方譲与税と思うが、譲与税と異なるのは、配分の仕方と、その決 定に地方自ら関与することか。そうであるならば、スーパー譲与税に飽き足 らず共同税を提示している趣旨は何か。(小西委員)
- 国に頼ることなく地方自らが偏在性の小さい安定的な税財源を確保する 方法として、地方税の一部を地方共通の課題のための共通財源と位置づけて 調整する仕組みをつくるのであり、譲与税とは質的に異なる。自ら関与して 決める点が一番重要。ただし、何を目的にやるのか整理することが大変大事。 国の財源保障の仕組みがしっかりした上で、それを超えたプラスアルファの 共通課題に対応するべき制度といった位置づけを与えることが重要。(植田

○ 地方共有税は、一般会計を通さずに特別会計に直入するということだが、 現行の地方法人特別税はこの提案を先取りしている印象を受ける。一方、地 方法人特別税は地方分権に逆行するとの説明だったが、両者の平仄について どう考えるか。

また、都税調と知事会で、地方法人特別税については廃止ということで共通しているが、その後の対応、とりわけ水平調整、税源交換の扱いについてだいぶ温度差があるという印象を受ける。

地方共同税は、財政需要まで考慮すると、東京都も含めた共通の考えになりにくいが、例えば消費譲与税と同じように人口を配分基準にすれば妥協点が見いだせるようにも考えられる。やはり需要面も踏まえて配分しなければならないのか。(中里委員)

〇 共同税については、都道府県で配分するのか、それとも全地方公共団体で配分するのか。都道府県のみであれば、都道府県の社会保障関係の歳出は民生費で10%程度であり、なぜ社会保障を強調するのか。

また財源について、法人二税では不足と思われるが、新しい財源、増税についてはどのような考えか。(林委員)

○ 地方共有税についてはほとんど議論しておらず、平成18年度の地方六団 体案を、一つの対応案として記載している。

社会保障、医療や介護など、その他教育まで含めた支出が都道府県においても増えることを念頭に置いている。

増税についての議論は、現時点ではしていない。差し当たり税源交換の試算をしているところ。(植田教授)

- 具体的な制度設計まで踏み込まれているが、税収の偏在是正について、何をもって偏在とし、またどこまで是正すれば許容範囲と考えているか。(熊野委員)
- 〇 何をもって偏在が完全に是正されたと言えるかは、合意にかかわること。 公平をどう考えるかという問題にかかわるので、客観的な基準は言いにくい と思う。

基本的には偏在性が大きい税目を国税とし、小さい税目を地方税にする税源交換を行うことで、偏在性の小さい地方税体系を構築することを念頭に置いている。シミュレーションを行い、それをベースにもう一度議論してみたい。(植田教授)